

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第90号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年岩手県規則第67号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)	(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)
第6条 法第9条第3項（法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別に定める様式による一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書により行わなければならない。	第6条 法第9条第3項（法第9条の3第11項及び第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別に定める様式による一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書により行わなければならない。
(一般廃棄物処理施設の設置の届出等)	(一般廃棄物処理施設の設置の届出等)
第10条 法第9条の3第1項の規定による届出は、別に定める様式による一般廃棄物処理施設設置届出書により行わなければならない。	第10条 法第9条の3第1項又は第9条の3の3第1項の規定による届出は、別に定める様式による一般廃棄物処理施設設置届出書により行わなければならない。
2 法第9条の3第8項の規定による届出は、別に定める様式による一般廃棄物処理施設変更届出書により行わなければならない。	2 法第9条の3第8項（法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別に定める様式による一般廃棄物処理施設変更届出書により行わなければならない。
(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可等の申請等)	(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可等の申請等)
第11条 [略]	第11条 [略] <u>(産業廃棄物処理施設における一般廃棄物の処理の届出)</u>
(再生利用個別指定の申請等)	(再生利用個別指定の申請等)
第12条 [略]	第12条 [略] <u>(産業廃棄物処理施設における一般廃棄物の処理の届出)</u>
(再生利用個別指定業指定証の交付等)	(再生利用個別指定業指定証の交付等)
第13条 [略]	第13条 [略] <u>(再生利用個別指定の表示)</u>
(再生利用個別指定の表示)	(再生利用個別指定の表示)
第14条 [略]	第14条 [略] <u>(廃止又は変更の届出等)</u>
(廃止又は変更の届出等)	(廃止又は変更の届出等)
第15条 [略]	第15条 [略] <u>(処理計画書の提出)</u>
(処理計画書の提出)	(処理計画書の提出)
第16条 [略]	第16条 [略] <u>(実績報告書の提出)</u>
(実績報告書の提出)	(実績報告書の提出)
第17条 [略]	第17条 [略] <u>(指定証の再交付申請)</u>
(指定証の再交付申請)	(指定証の再交付申請)
第18条 [略]	第18条 [略] <u>(報告の徴収)</u>
(報告の徴収)	(報告の徴収)

<u>第19条</u> [略] (廃棄物再生事業者の登録の申請等)	<u>第20条</u> [略] (廃棄物再生事業者の登録の申請等)
<u>第20条</u> [略] (提出書類の部数及び経由)	<u>第21条</u> [略] (提出書類の部数及び経由)
<u>第21条</u> [略]	<u>第22条</u> [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。